東京古田会ニュース

－古田武彦と古代史を研究する会－　No.215 Mar.2024

http:// tokyo-furutakai.jp/　　e-Mail　saitaka7078@yahoo.co.jp

代　表：安彦　克己

編集発行：事務局　〒212-0024　川崎市幸区塚越3-370　斎藤　隆雄　TEL/FAX 044-522-7500

郵便振替口座　００１１０－１－９３０８０　　年会費　４千円

口座名義　古田武彦と古代史を研究する会

目　次

＊小論・藤原京施工年代異聞
杉並区　新庄宗昭……①

＊「万二千里」考
世田谷区　國枝　浩……⑤

＊古代史エッセー78
天智天皇紀の重複記事
日野市　橘髙　修……⑨

＊『和田家文書』　備忘録5
「和田末吉の思想」
港区　安彦克己……⑩

＊興国の津軽大津波伝承の考察
―地震学者・羽鳥徳太郎の慧眼
京都市　古賀達也……⑪

＊桃崎有一郎氏の新説『邪馬台国は
ヤマトである』を検証する
八尾市　服部静尚……⑮

＊長屋王は親王なのか
八尾市　服部静尚……⑰

＊「東京古田会」月例会報告⑤
調布市　新保高之……⑲

＊お知らせ
……⑳

小論・藤原京施工年代異聞

杉並区　新庄宗昭

◆海龍王寺

奈良に海龍王寺という古刹がある。一度訪ねなければならないと気になっていたが、この冬ようやく実現した。近鉄奈良線が平城宮跡を横断したところに新大宮駅がある。ここから徒歩で１０分、法華寺北町まで旧平城京東二坊大路を北上すると、道路は民地に突き当たり、クランク状に右に折れそして左に折れてまた北上する。その交差点一町先左手に擁壁の漆喰が剥落した一見荒れ寺に見える寺院がある。これが海龍王寺である（注１）。

平城宮東院東大垣に接するこの地は元明天皇が藤原宮から平城京に遷都した時、その功臣藤原不比等が邸宅にしたところだと言われ、そこはその女子光明皇后の法華寺となり、今日まで海龍王寺とともにその地にある。

近代に入って、平城宮・平城京の復原が研究俎上に上った時、海龍王寺はひときわ注目された。すなわち、今歩いてきた東二坊大路が条坊の主要大路であるにも拘らず、海龍王寺の南側交差点で直進せず、折れ曲がっている事実が注目されたのである。平城京条坊規格の中で唯一不自然な作りなのだ。つまり、海龍王寺の伽藍によって本来あるべき東二坊大路の位置が東側に追いやられているように見えたからである。平城京の条坊は規則正しく、１０６メートルグリッドで全域が造営されていると思われているが、海龍王寺近辺では５０メートルほど東にズレているのだ。

その原因をどう理解するかが、研究課題となった。煩瑣な論証の経過は別項（注２）に譲るとして、結論は「平城京遷都以前に平城の地には条

図―海龍王寺東門 筆者撮影 2023.12

里で区画された田園が広がっていた。海龍王寺は条里界線に規制されて配置されていた。つまり、海龍王寺（あるいはその前身施設）は平城京の条坊計画時には既に存在した。これを避けて条坊を通した」とするのである。平城京遷都当時、この寺院は藤原不比等の力を持ってしても除却・移設が困難なほど重要な施設であったのであろうか。海龍王寺のありようは、この謎と共に平城京の下層に条里制が存在した一つの証拠を提供したのである。

◆大和統一条里と藤原京

大和平野ほぼ全域、東西１５キロ南北３３キロに亘る正方位に敷かれた１０９メートルグリッドの条里遺構を「大和統一条里」と呼ぶ（注３）。大和統一条里が古代から中世にかけてゆるゆると形成されたというような長期にわたる地域別の個々の条里の集合ではなく、同一主体によって全体が計画され、ある期間でもって施行されたものであることは、その現代まで残る条里遺構の平面構造の統一性、坪付の一体性などから否定し難いであろう（注４）。

海龍王寺の示す事実は、この条里遺構が平城京直前の宮都・藤原京の時代以前までその施工が遡ることを示している。では、その藤原京と条里の関係はどうなっているのだろうか。実は、大和統一条里全体の中で、当初は藤原京の部分だけ条里は施工されていないのだ。藤原京は７１０年、平城京遷都による廃都の後、おそらく放置されたのであろう、８世紀後半まで荒地のまま、その後、条坊の痕跡が全くわからなくなる中で、初めて条里が施工されている（注５）。藤原京として造営された京の跡であるから、条坊は雲散霧消しても真っ平らな荒地であったろう。だから、条里施工者には、白紙に界線を描くというような、気持ちの良い仕事ができたのではなかったろうか。その結果であろう、『大和国条里復原図』にみるように、藤原京跡の条里遺構は平城京部分の条里の複雑さとは異なり、教科書的な美しい条里田園風景を成している。

同書の解説によれば、藤原京部分をのぞいて、大和統一条里は概ね同時期に全域施工されたと考えられている。つまり、平城京の下層に広がる条里の施工と同時期であるということだ。ではなぜ、その時点で藤原京部分には条里を施工しなかったのか？答えはひとつとしかない。すでに藤原京が存在し機能していたのだ。計画的に外したとも想像される。このことから次のことが明らかとなる。条里制の施行は藤原京建設時期よりも以前には遡らない、ということである。通説は藤原京は天武朝期に建設が始まったとする。したがって、条里制は天武朝期のどこかに始原をもつことになる。が、果たしてそうか？それが中ッ道の問題だ。

◆中ッ道

中ッ道は奈良平野を南北に貫く大和古道三道（上ッ道・中ッ道・下ッ道）の中央を下ッ道 とほぼ並行に北に伸びる。下ッ道は大和統一条里の計画基準芯であると同時に、平野の南端と北端を扼する藤原京と平城京の計画基準芯となっている。この下ッ道の施工は推古朝まで遡るというのが通説である。下ッ道は正方位に施工されているが、中ッ道は北で西に偏向している。上ッ道は考古学的にはほとんど調査されていない。ただ、壬申紀にこれら三道での戦闘の様子が描かれており、実在は疑われていない。

１９８０年、先に示した『大和国条里復原図』が橿原考古学研究所によって完成し上梓された。そして、木全敬蔵の条里復原図の追跡によって現在では埋没・消滅してしまっている中ッ道の西偏の度合い、条里界線、特に坪界線との取り合いが詳細に条里復原図上に復原され、中ッ道は幅３０メートルあまり、北は平城京南京極から南は横大路まで点々と条里遺構に痕跡を残していたのである（注６）。これを追試解析した井上和人は、中ッ道が西偏していることによって真北方向をとる条里施行に中ッ道は大いに障害になっていたことを明らかにした。斜行する中ッ道を坪の中から外すために、無理な坪割が各所で行われていたのである。このことから、中ッ道は条里施工よりも以前から存在したことが実証されたのだ（注７）。

◆中ッ道の施工年代

中ッ道はいつ建設されたのであろうか。一般には推古朝期の下ッ道とそう遠くない時期だと考えられている。古道三道と横大路は同一計画主体によるとするのであるが、井上和人など研究者も困ったように、西偏している理由を明らかにできないのである。同じ技術者集団が同じ事業の一環として手がけたとすれば、どうして西に斜行させたのか。中ッ道の横大路上の交点Ｎは下ッ道基準点からドンピタリ大尺４里、極めて計画的な寸法であり、この交点Ｎが中ッ道の起点であると考えられるのだが、北方向を目指すものの、ゆるゆると西偏する。何故か？この遺構事実に対して、合理的な解釈ができないのだ。いつものように、古代の技術者

をコケにするしか無い（注8）。これは、やはり研究者の解釈が間違っている。つまり、中ツ道は下ツ道の建設目的とは全く異なる意図を持って建設されていると考えるべきなのだ。

さらに、西偏の問題だけではない。下ツ道基準点から東へ大尺４里の交点Ｎを起点に中ツ道を北に向かって始発した。どういうわけで交点Ｎを始発点としたのか？この点には何か積極的な意味があるのか？始発点と決めた時、ここは見渡せば周囲に何の特徴もない茫漠たる野でありただ、下ツ道から大尺四里の一点であるにすぎない。「この点から北へ中ツ道を建設します」と宣言したのだろうか。

それならば続けて「ここは将来５０年先・天武朝期に建設が始まる藤原京の東二坊大路の基準点になる予定なのです」と予告標識を立てたと説明するしかない。このような不合理な始発点の決め方はないだろう。５０年先、その地が都になるのかどうか、このような未来の予言めいたことがあるわけはない。遺構解釈が間違っていると考えなければならない（注９）。

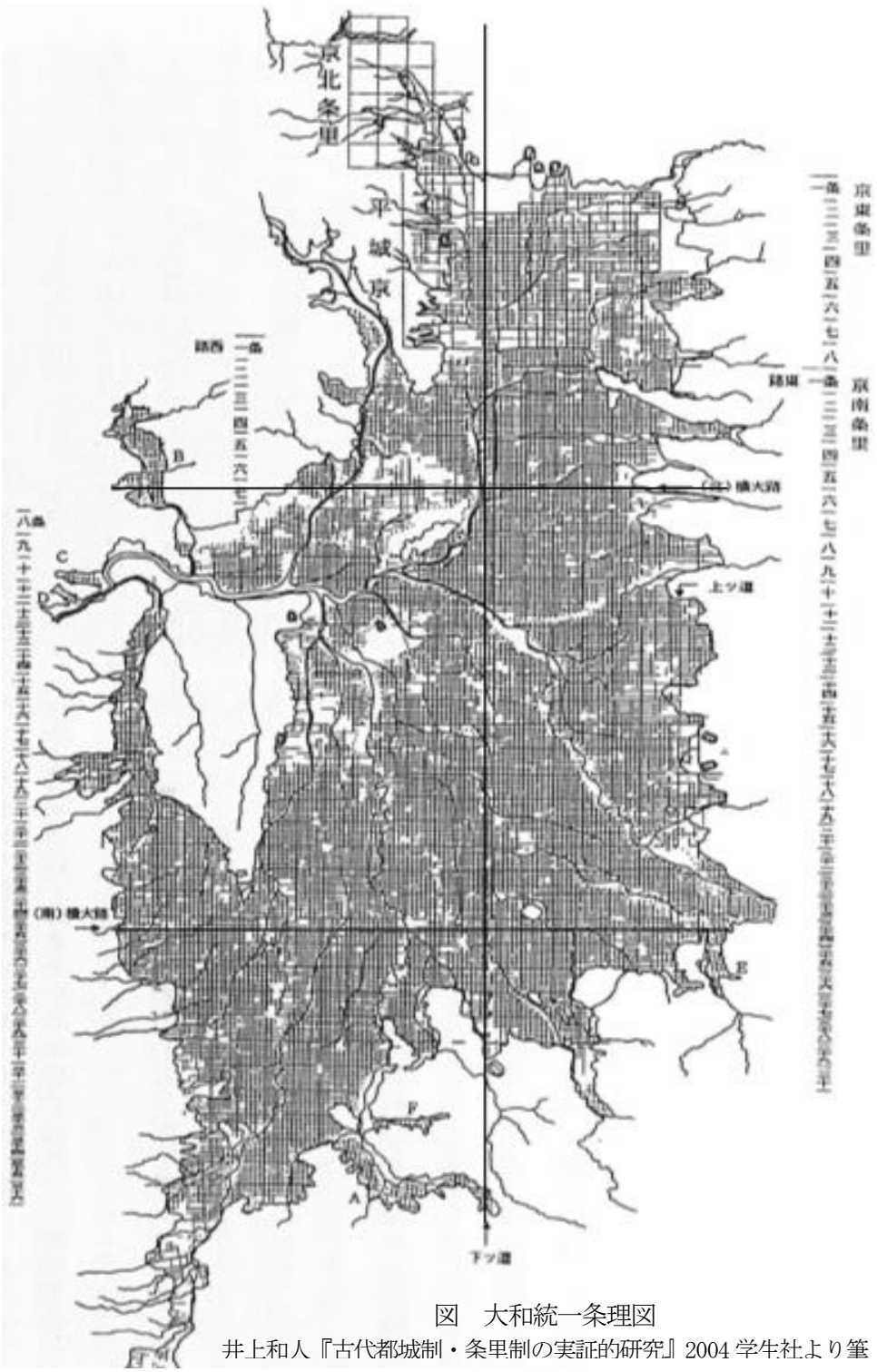

図　大和統一条理図
井上和人『古代都城制・条里制の実証的研究』2004 学生社より筆

遺構事実は（イ）横大路以北には斜行する中ツ道が存在する（ロ）横大路以南は藤原京条坊の大路規格に則った東二坊大路が正方位に検出されている、ということである。通説は中ツ道が先在し、５０年先、その横大路との交点を条坊東二坊大路の基点にしたのだという。こんな不自然な理屈がないとすれば、次のように解釈するのが合理的ではなかろうか。「藤原京二坊大路は中ツ道よりも以前にできている」と解釈するのである。つまり、中ツ道は藤原京と山背方面を結ぶ連絡道として藤原京建設中あるいは建設後に整備された、ということである。不自然な中ツ道の交点Ｎも下ツ道と並行にならない西偏も言い訳が必要なくなる。遺存する中ツ道のありようはそういう蓋然性を物語っているのではないか。

◆壬申乱・八口の防衛

中ツ道は壬申乱の舞台であるから、それに先在する藤原京はそれ以前、天智朝さらには斉明朝期までその施工期を遡らざるを得なくなる。壬申紀の中に八口の防衛の記事がある（注10）。これは紛れもなく条坊街区が存在してはじめて成り立つリ

アルなシナリオである。天智朝期には既に条坊都市が存在した一つの傍証であろうか。街々で板橋を外して、楯にしてこれを立て、防戦している。街々つまり都市があるのだ。板橋の掛かった街路、それは紛れもなく条坊街路である。条坊大路や条坊間路の交差点にはことごとく深く広い側溝を跨ぐ板橋がかかっていたのだから（注11）。

◆藤原京施工年代異聞

以上、大和平野の開発のありようを見てきた。おおよそ次のような順序で建設されたと思われる。

①７世紀半ば、下ツ道・横大路が建設される（注12）
②藤原京が建設される
③ほぼ同時に中ツ道が整備される
④藤原京部分を除いて大和統一条里の施工が始まる（壬申乱→天武朝期を経て）
⑤６９４年、藤原宮遷居
⑥７１０年、平城京遷都
⑦８世紀半ば、藤原京跡に条里が施工される

７世紀半ばから８世紀半ばまで、この間およそ１００年である。これでメデタシ・メデタシで終われば良いのだが、遺構事実を合理的に理解した結果、肝心の藤原京が天武朝以前に建設されたことになる、②項の順番が問題である。教科書で習った歴史とは違う、まさに「異聞」である。文献史学の歴史観と合うのだろうか。いやもっと言えば、ここまでその建設主体については何も話をしていない。

平城京は奈良朝廷つまり天皇を中心とする大和朝廷が建設主体であることに異論はない。では、藤原京はどうか？元々、藤原京という名辞は歴史の中で語られてきた都城の名前ではない。近代になって、研究上便宜的に付けられた名前である（注13）。天武朝を遡るとすれば、天智朝か斉明朝かあるいは孝徳朝か。しかし、どの天皇も該当する事績がない。藤原京の建設主体は不明なのだ。では、大和統一条里はどうか。これはさらに難しい。誰がいつ何のために施行したか、文献史学からも考古学的知見からも全く手掛かりがない。斯界はもう議論は終わったかのような顔をして通説を後生大事に抱き抱え、世界遺産登録の準備（注14）に邁進しているが、遺構事実はそれを厳しく拒否している（注15）。若い研究者は斯界の大勢に負けず、この「藤原京施行年代異聞」に是非、挑戦してほしいものだ。（2024/02/10 了）

―注―

注１ 海龍王寺：奈良市法華寺北町897。寺は天平時代創建とされるが、境内からは7世紀前半の単弁十弁蓮華 紋軒丸瓦や7世紀後半の複弁蓮華紋軒丸瓦が出土し、前身寺院が想定されている。（注7同書444頁）。

注２ 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社2004 に研究史としてもまとまった論攷がある。本稿 はこれに多くを学んだ。

注３ 「大和統一条里」は（注２）の中で井上和人が命名している。403頁

注４ 軸線を真北方向にとらない条里遺構は統一条里地域の周縁部例えば法隆寺地区などに点在するが、井上和人は大綱は統一的であり、これら異質な条里は地域の特性など例外的であるとする。（注７）同書426頁、509頁

注５ 橿古研『大和国条里復原図』奈良県教育委員会1980 の「解説・四まとめ」の中で、「盆地の南半では、平城京遷都後も藤原京の内城域は条坊がそのまま残されて、その外部は横大路を基準として、その南北に条里地割が施行された。藤原京の内城域も天平勝宝八歳（757）を目安とする頃に、条里制地割が実施された（調査主査は秋山日出雄）」とする。なお、内城域とは藤原京岸俊男復原案を指す。

注６ 木全敬蔵「条里地割の計測と解析」『奈良県史４ 条里制』1987

注７ 井上和人「条里制地割施行年代考」『古代都城制条里制の実証的研究』2004 学生社 514頁

注８ 前掲注 井上和人 「条里制地割施行年代考」469 頁で偏向理由は古代の技術レベルであるかのように曖昧にしたまま、結局真北方向に施工する意図がなかったのだと割り切っている。どういう意図であったかは示さない。

注９ 井上和人「発掘『中ツ道』説批判」奈文研紀要2004 70頁で、中ツ道は横大路以北まで7世紀初頭に設定されたものであり、横大路以南はその横断面の設計規格から歴然としているように藤原京の条坊道路として初めて開削されたのだと理解する。横大路以南も中ツ道であるとしてしまうと、未来の先取りであり「大いに不自然であることを免れ得ない」と強く批判するのだが、その批判は天に唾する結果になっているのではなかろうか。なぜなら、意味不明の中ツ道の交点Ｎについても５０年先の先取りであり大いに不自然なのだから。

注10 『日本書紀』天武紀上 七年秋七月壬辰の記事

注11 井上和人「古代都城制地割再考」『古代都城制条里制の実証的研究』2004 学生社 95頁。藤原京の条坊街路の両側側溝の規模は井上和人の計測によると、大路側溝で 20大尺（7m）から小路側溝５大尺（1.7m）、深さは５大尺（1.7m）から２大尺（.7m 筆者図上目測）の開渠になっている。この理解を敷衍すると、

これらが交差する交差点では、四周に橋板が架かっている（小路は2箇所）のであるから、楯にするに有り余る膨大な数の橋板があったと推測される。これの風景は橿原市藤原京資料室のジオラマでそのイメージを見ることができる。

注12 下ツ道の建設は推古朝まで遡るとされるが、なぜ設定が真北方向なのか？下ツ道が条里界線や藤原京条坊の基準芯になっていること、さらには条坊大路の規格に一致していることは余りにも整合性が高過ぎる。これらは同一主体の同一事業として7世紀半ば以降に一体で建設されたのではなかろうか。予察としてあげておく。斯界は大和古道として定説のように扱い、その始原を検討した形跡はない。

注13 喜田貞吉「藤原京」『帝都』日本学術普及会 1915 131 頁で喜田貞吉が提唱した。

注14 奈良県が「飛鳥・藤原京及びその関連遺跡群」として 2025 年の世界遺産登録を目指す

注15 拙著『実在した倭京・藤原京先行条坊の研究』ミネルヴァ書房 2021 に本稿関連の論考がある。

― なお、引用した論文、書籍などの著者名は全て敬称を略させていただいた。謝してご寛恕を乞う

「万二千里」考

世田谷区　國枝　浩

一「郡から万二千里」

それは『魏志』から始まった。

卑弥呼の邪馬壹国は、帯方から万二千里。

この帯方は「帯方郡」のことである。

今のソウルあたりか。

『後漢書』にも万二千里

『梁書』にも万二千里

『隋書』にも万二千里

二　出発点が違う　『魏志』がコピーされたわけではない

ある人は言う。みんな『魏志』をなぞっただけではないか。

真似しただけではないか。

しかし、同じ万二千里でも出発点が少し異なる。

史書が執筆された順に並べると、

『魏志』では帯方郡であった。

『後漢書』では出発点は楽浪郡。

『梁書』では帯方郡。

『隋書』では、百済・新羅からとある。

さらに『隋書』では、『魏志』の紹介をする。

『魏志』では、帯方郡より万二千里ともいう、と。

『隋書』では引用はしたが、写していない。

微妙ではあるがズレがある。またかなり、「大まか」なとらえ方だ。（注一）

しかし、いずれにしても出発点はみな同じというわけではない。

出発地は時代に合わせて変わっていると言える。

（注一）邪馬壹国まで、百済からと新羅からでは同じ距離にはならない。「大まか」である。

『後漢書』は後漢の史書で魏（曹魏）より古い時代についての史書だ。

だが、『魏志』が先に書かれた。

実際の時間の流れからすると、出発点は楽浪郡が先で、そこから帯方郡に変わる。

曹魏の勢力圏の呼び名が変化したことになる。象徴的だ。

だが総距離は変わらない。楽浪郡の南端と帯方郡の南端は同じ場所だから。

出発点を時代順に並べる。

楽浪郡（後漢）⇩帯方郡（曹魏）＝帯方郡（南朝梁）⇩百済・新羅（隋）

中国の勢力範囲の拡大・縮小、そして朝鮮半島の情勢や勢力の変化が反映している。

それにつれて、倭国への出発点も変化した。

当然のことながら、『後漢書』には帯方郡とは書けない。

後に帯方郡と呼ばれる地帯はまだその名では呼ばれていない。

『魏志』に百済・新羅とは書けない。

後に百済・新羅と呼ばれる国はまだ存在しない。

唐の時代に朝鮮半島は新羅によって統一された。

唐は七世紀後半には朝鮮半島から手を引いていく。

唐の半島における勢力圏は縮小した。

だから『旧唐書』では、京師から万四千里。

明らかに場所が違う。京師は洛陽か。

そう、出発点が大きく異なる。これも象徴的だ。

だが、万四千里では倭国に達しそうにない。

距離はもっとある。長安ならばさらに遠い。

この問題は疑問として残しておく。

ただし、出発点が変化していることだけは確かだ。

楽浪郡⇩帯方郡＝帯方郡⇩百済・新羅⇩洛陽（長安）

したがって『魏志』を写した、真似したわけではない。

『魏志』を写した、という見解はどこから生まれるのか。

ひょっとすると、中国の史書に対する不信感からか。

ただし、後でも触れるが、確かに距離については「大まか」だ。

三　倭国も邪馬壹国も移動していない

また、この点は確認しておく。

到達点はみな同じである。

地理的状況は、東南大海中の山島に拠りて居住するである。

後漢や魏の時代から唐の時代まで。

「倭国伝」が書かれなくなるまで、移動は無し。

到着点は『魏志』を真似たのか。

そんなはずはない。

曹魏から使者が来た。二回。

梯儁（ていぜん）と張政。

隋からも来た。裴世清。

唐からもきた。高表仁。

到達点が違うはずがない。

違っていれば中国が気づくはずだ。

記録に残されるはずだ。

変化がないということは、到達点は同じである。

『魏志』の真似ではない。

ただ動いていなかっただけだ。

迂闊であった。記事の追加だ。大事な史書を見落としていた。

方角についてだ。

『旧唐書』百済國伝、『新唐書』百済伝だ。（注）

和訳がないので敬遠していた。

何と、百済国伝に倭国の位置が書かれているではないか。

倭國伝だけ見ればよいと思っていた。

漢文：百済國、……在京師東六千二百里、處大海之北、小海之南、東北至新羅

西渡海至越州、南渡海至倭國、北渡海至高麗……

和訳：百済國は…京師の東六千二百里に在る…南に海を渡ると倭國に至る。

実際の方角は南南東だが、『旧唐書』でも定説の主張する「東」ではない。

百済は京師・洛陽のほぼ東だ。

方角は間違えていない。

表現方法も陳寿の『魏志』とはかなり異なる。

『魏志』を模したわけではない。写したわけではない。

よって、倭国の場所は動いていないといえる。

『魏志』から『旧・新唐書』まで。

少なくとも方角は。

（注）『旧唐書』百済國伝、『新唐書』百済伝　中国書局

ただし、距離はかなり大雑把ではないか。

ここでの距離から言うと、「百済から万二千」に六千二百を加えると、倭國は京師から万八千二百里。

倭國伝の京師から万四千里とは異なる。

距離はかなり怪しい。

しかも、『新唐書』百済伝には、百済・京師間、「六千里」とある。

距離感は相当に不正確だ。

「大まか」というより、かなり「大雑把」だ。

四　短里か長里かの問題について

一里は75ｍから90ｍ。

古田武彦氏は約75ｍとする。

谷本茂氏も76ｍ、77ｍとする。（注）

近い値だ。『魏志』倭人伝については、そのぐらいが妥当だろう、と私。

75ｍから90ｍではなく、75ｍを倭人伝の「短里」とよぶことにする。

（注）『邪馬一国の証明』角川文庫、「解説にかえて」

四―一　短里の万二千里

75×12、000＝90000、00（ｍ）

約900ｋｍ。

帯方郡から直線距離で真南に進む。

沖縄島あたりに到達。

当然、ジグザグに進む。

真東に進む。

東京あたりに到達か。いや、名古屋あたりだろう。

「邪馬台国」・近畿説にも望みが出るのか。

四―二　長里の万二千里

長里はどうか。

一里は400ｍから450ｍ。

約435ｍという人が多い。

約435ｍを一里とする。

435×12、000＝5、220、000（ｍ）

約5、000ｋｍ。地球一周の八分の一。

帯方郡から直線距離で真南に進む。

赤道を通り過ぎインドネシア南端からオーストラリア北端に到達する。

ジグザグに進む。

フィリピンあたりか。

南を東に変えたい定説を念頭に真東に進んでみる。

日本海溝を大きく超える。

太平洋ど真ん中。天皇海山群の真上。

ジグザグに進む。

やはり日本海溝のはるか東の海上だろう。

明らかに長里はありえない。

短里が妥当だろう。
魏の時代に短里が制度として使われていたのか、私は知らない。
だが、陳寿は一里は75ｍ。これを短里と呼ぶなら、陳寿は「短里」を用いたのだろう。
少なくとも長里説は不適。
仮に、中国の距離認識が大雑把だとしても。

四―三　安本美典氏の議論

定説派で「短里」派はいるのか。
安本美典氏がいた。氏は短里派だ。
『魏志』の「韓伝」「倭人伝」限定で短里とする。（注二）
だから卑弥呼は九州にいた、と語る（注三）。
『魏志』の「倭人伝」については安本氏と古田氏は意見が一致した。
「邪馬台国論争」は終了、「卑弥呼は九州」で決まり、と私。
しかし、同じ「倭人伝」短里派同士でも両者は意見を戦わせている。
ただ、安本氏は「邪馬台国」が三世紀後半には東遷したと考える。
この議論は真剣に行われなければならない。
『邪馬台国への道』「卑弥呼と天照大神」などで氏は言う。
簡単に要約すると、安本氏は天照大神が卑弥呼の神話的表現とみて両者の同時代性と対応関係に注目する。
卑弥呼は氏にとっても九州の女王であった。
そして、その後継者である神武が近畿ヤマトへと東征に赴く。
そこで初代の大王となる。
この結果、邪馬台国は東遷したとされている。
邪馬壹国（氏の邪馬台国）は移動しなかったと考えている私と氏とでは見解が異なっている。
九州にあった「邪馬壹（台）国」が近畿に東遷したらどうなるのか。
郡からの距離は変わるだろう。
万二千里ではなくなるはずだ。
福岡市―大阪市間の直線距離、約５００ｋｍ。約６，７００里。
郡から近畿まで、万八千七百里になってしまう。
ジグザグに進めば軽く二万里は超えるだろう。
したがって近畿ではない。
万二千里は『魏志』、『後漢書』だけではない。
四世紀以降の『梁書（六二九年成立）』から『隋書（六三六年成立）』まで。
中心王朝が移動したとは言えないはずだ。

（注二）『邪馬壹国はなかった』新人物往来社　頁一四一～一四二
（注三）『邪馬台国への道』徳間文庫　頁四四、など

四―四　実際の行程、短里でのジグザグ

短里で真東に進むと東京まで行き着く。
ならば、ジグザグで近畿に着く可能性が出てくるのか。
定説派に期待を持たせるようなことを述べてしまったのだろうか。
いや、それは違う。先の見方と別の見方だ。
『魏志』に書かれたジグザグで行く。
帯方郡からジグザグで狗邪韓国まで七千里。
残る距離は五千里。
対馬まで千里、壱岐まで千里、松浦半島まで千里、今の唐津市あたりか。
残るは二千里、約１５０ｋｍ。
『魏志』では東南陸行五百里で伊都国、百里で奴国などと続く。
到底、近畿ヤマトには到着しない。
仮に松浦から１５０ｋｍ真南に進むと有明海を突っ切って鹿児島県北端まで。
真東に直線で進んでも国東半島の中央。
少し南にずれると大分市。
邪馬壹国の位置は九州内部で決定。
よって長里ではなく「短里」であったことも決定。
邪馬壹国が厳密にどこなのかを探る情熱は私にはわかない。
あとは考古学などの仕事であろう。
邪馬壹国は近畿ではなく、九州であることが分かればそれでよし。
ヤマト王権の手の届く範囲ではなかった。
短里か長里かで大騒ぎする必要はなかったのではないか。
「７：３：２」、比の問題。あるいは、１２、０００-７、０００-３、０００＝２、０００（里）、引き算の問題である。
ここでの距離は、「大まか」ではあるが、そんなに大雑把ではない。
しかし、『旧唐書』の六千二百里は、短里はもちろん、長里でもなさそうだ。
長里４３５ｍでも「京師から百済へ」到達できない。
別の尺度が必要になる。
「超長里」が必要だ。
不明としておく。

四―五　半島と列島は『魏志』から『旧唐書』まですべて短里

ここまで書いてきて重要なことに気が付いた。ようやく。
安本氏の短里についての指摘はある面で当たっているのではないか、と。

氏は『魏志』の「韓伝」「倭人伝」限定で短里と語っていた。
しかし、『魏志』だけではないだろう。中国の史書全体が半島と列島の記事については短里で書かれた。
万二千里は『魏志』、『後漢書』、『梁書』、『隋書』に共通であった。
『旧唐書』は万四千里だが。出発地が違うためだ。
少なくとも、いずれの史書も長里だと言うことはできない。

五　俀（倭）国の位置は『隋書』で決まり。

今度は到達点を『隋書』で再確認する。
『隋書』俀（倭）国伝にある地名は九州だけ。
阿蘇山、対馬、壱岐、筑紫、秦王国。見慣れぬ秦王国。
ここは原文を示そう。

・・・又至竹斯国、又東至秦王国　其人同於華夏、以為夷洲、疑不能明也、又経十余国、達於海岸・・・

問題は秦王国を通過した後、十余国を経て「海岸に達する」ところだ。
明らかに筑紫まで陸行、また秦王国までも陸行であることは間違いない。
そこからも陸行で「海岸に達する」とすれば、
陸行を続けて最終的に「海に到達した」と解釈するのが普通の読み方。
九州から出ていない。
また、水行した人が陸地に着いたとき、

「岸辺に着いた」とは言っても、「海岸に着く」とは言わない。
しかし、「海岸に達する」を何とか近畿と結び付けようとする定説派がいる。
定説派だけではないかもしれないが。
秦王国から先は水行し、瀬戸内海を通って「近畿の海岸」に到達。
摩訶不思議な解釈だ。
水行した様子、瀬戸内海を思わせる地名、風景などは全く描かれていないのに。
『日本書紀』のよく使う手口だ。
中国の倭国との遣使記事に、対馬、壱岐、筑紫など九州の地名は出てくる。
近畿の地名も瀬戸内海を思わせる地名は全く出てこない。
中国史書の遣使記事に九州の地名が出てくるとき、
『日本書紀』では必ず近畿の地名が「付け加え」られる。
「難波」、「飛鳥」など。
推古紀の裴世清の行程しかり、舒明紀の高表仁の行程しかり。（注四）
定説派はそれを「証拠」とし、その手口を真似て自説を展開する。
再度言うが、『隋書』に書かれた地名は九州のみ。
俀(倭)国は九州で決まり。
そして、新たに追加したように『旧唐書』百済国伝でも決まり。
倭国は九州。

（注四）裴世清、高表仁は近畿に行かなかったことについては、別稿で論じている。

六　古田武彦氏の千里は「大まか」がよい

氏の『多元的古代の成立（上）』の「魏・西晋朝短里の方法」での議論は注目を要する。
簡単に言うと、氏は百里代、十里代の場合と、千里代の議論をする場合とを区別する（注五）。
つまり、百里代、十里代の場合には、例え出発点と終着点が明記されていたとしても、その「不定性」は避けられない。「例えばA県とB県の間」と言うときにその県内の東西南北いずれの地点を測定地点に選ぶかによる誤差は大きい。
これに対して千里代の場合には、多少の誤差は大きな問題ではない。特に『「一対五（強）」（短里と長里）のいずれが妥当するか、といった大まかな設問に対しては“判定上のちがい”が出てくることを恐れる必要はないように思われる」と述べている。
このやり方で氏は「魏・西晋短里」を押し出した。
私は、この議論に賛成したい。

（注五）『多元的古代の成立（上）』ミネルヴァ書房　頁五四～五五　傍線は引用者

これに対して、『邪馬台国はなかった』において、短里を基準にした上で、さらに正確に卑弥呼の都する邪馬壹国の場所を突き止めようとした。
この場合には、「大まかではない」議論が必要とされたのだろう。
そこで島を半周するという議論が氏によって提起された。
「精密さ」を求めた結果であろう。
しかし、この議論が有効であったか否かについては疑問符が付く。
現在の地図を見ると、同じ千里と『魏志』に書かれていたとしても、狗邪韓国―対馬島、対馬島―壱岐島、壱岐島―松浦半島の距離は明らかに異なっている。
『魏志』の記述がもともと「大まか」なのである。
倭国、邪馬壹国は九州にあった。
このことは万二千里、七千里、千里、千里、五百里、百里、五十里と「大まか」に受け止めたとしても九州を通り過ぎることはない。
短里で九州内に収まることも決まりである。

古代史エッセー78
天智天皇紀の重複記事

日野市　橘高　修

【天智称制と重複記事】

斉明天皇崩御後、天智天皇はすぐに称制を開始した。称制とは執政能力のない天皇の時にバックアップする体制のことなので、天智称制の意味は本来の称制とは異なっている。（神功皇后、持統の称制も同様）日本書紀がその存在を記すことができない天皇が存在したか、天智が即位できない事情があり「称制」の意味を「即位していない者が執政すること」と拡大解釈したか。

天智天皇紀にはいくつかの重複記事があることはよく知られている。重複記事には、称制紀年と即位紀年の二通りの原史料（即位年に二通りの説があるので厳密には三通り）が存在したことが影響しているといわれる。実際には「6年違い」、「5年違い」以外にも、「2年違い」、「3年違い」、「7年違い」の重複記事と言われるものが存在するので、それぞれに原因を考える必要がある。

【7年を隔てた重複記事】

天智三年二月九日条

天皇は大皇弟に命じて、冠位階名を増やすことと氏上・民部・家部等のことを宣言させた。新位階は廿六階。

天智十年正月六日条

東宮太皇弟が奉宣して（或本では大友皇子が宣命）冠位法度を施行。

天智三年条は「甲子の宣」といわれる内政改革として知られるが、白村江の敗戦の直後に新しく冠位を増やすことは現実的ではない。原史料は即位年で記されていると考えるべきであり天智十年以降の出来事だろう。十年条の記事には新冠位の詳細は「新律令」に記すとあり、「近江令」が存在したことの根拠とされている。

【6年を隔てた重複記事】

天智四年二月是月条

鬼室集斯に小錦下を授け、百済の百姓男女四百余人を近江国神前郡に住まわせた。

天智十年正月是月条

大錦下を佐平余自信・沙宅紹明に授け、小錦下を鬼室集斯に授けた。

前項の新冠位制定が天智十年正月六日条であれば、小錦下は新冠位なので、天智十年条が正しい。

【5年を隔てた記事】

天智四年八月条

長門国に築城。　中略　筑紫国に大野城と椽城を築く。

天智九年二月条

長門に一城・筑紫に二城築く。

5年を隔てた同一記事で築城という内容からまちがいなく重複していると考えられる。もし白村江敗戦後の対策としての築城が史実であるならば、天智四年（665）までに三城を築くのは難しいので、天智九年二月条が正しい記載と思われる。

【3年を隔てた記事】

天智七年七月条

栗前王を筑紫率に拝す。

天智十年六月是月条

栗隈王を筑紫率となす。

上記以外にも八年正月条に「蘇我赤兄臣を筑紫率に任命する。」がある。天武紀上元年六月二十六日是時条に「筑紫大宰栗隈王」とあるので、栗隈王は蘇我赤兄の後任として十年六月に筑紫率に任官したとするのが順当。

【2年を隔てた記事と東アジア情勢】

天智八年是歳条

大唐、郭務悰等二千餘人を遣わす。

天智十年十一月十日条

唐国使人郭務悰等六百人・送使沙宅孫登等一千四百人、合せて二千人が船四十七隻に分乗、比智嶋に停泊。

八年（669）是歳条は上記の他にも白村江の戦以降の唐との交渉をいくつか述べている。河内直鯨を大使とする遣唐使（『新唐書』の咸亨元年の遣唐使か）を派遣し戦後処理を行い、百済から避難してきた人々700人余りを近江国に居住させた。唐は郭務悰をトップとする2000人（駐留軍？）を送り込んできた。

十年（671）十一月十日条には、唐の一行が来航した時の詳細を述べているようにも読むことができる。唐からの使者が郭務悰をトップに六百人、百済人を送使とした千四百人、合計二千人が筑紫に向かうが戦う意思はないことを対馬国司が筑紫大宰府に報告してきている。

このふたつの記事に関してはいろいろな見方があるが、白村江の戦が倭国に与えた影響を考えるときに非常に重要なことが含まれている。どちらの記事にも郭無悰が登場し、2000人の来朝が記されている。

【羅唐戦争勃発の影響】

天智八年（669）と天智十年（671）二つの記事の間に、韓半島では羅唐戦争（670～676）が勃発している。同盟を結び百済と高麗を滅ぼした唐と新羅が670年に戦争を開始した。天智八年に郭務悰が二千人の軍隊を率いて筑紫にきた時には、唐は倭国を百済・高麗と同じように羈縻政策で支配する目論見だったとしても、新羅との関係が緊迫化すると状況は一変し、倭国を敵に回さぬように政策を転換したのではないか。百済の役で捕らえた倭国の捕虜を天智十年に返還してきたのもその一環であったと思われる。2年を隔てた記事はそれぞれが独立した事象であり、東アジア情勢の大きな変換点をあらわしているといえるだろう。

『和田家文書』備忘録5
「和田末吉の思想」

港区　安彦克己

和田末吉は秋田孝季・和田長三郎吉次らが書き綴った安倍・安東・秋田一族の秘史原本(『寛政原本』)を虫朽から守るため日夜書き継ぎ今に残してくれた。私たちはそれを『明治写本』と呼んでいる。その多くには巻頭に孝季の戒言「此之書は門外不出、他見無用にして一書も失ふべからず」とあり、巻末には末吉による謹言が綴られている。

この小稿は謹言から見えてくる和田末吉の思想の一端を紹介する。

『和田長三郎末吉再書覚書』(注1)によれば、末吉の四兄はオロシア、メリケンと異国に移り住み、明治三年父和田権七を継ぐ事となり、書写すること「三十七年」とある。原本を書き継ぐ中で培われた秋田家に到る一族の歴史観に立つ末吉は、現下の薩長維新政権が幕藩体制時よりも市民に対して過酷な搾取を行っている実態に憤慨したのか、自由民権党に参画している。「辰口糺問所牢に入獄さるること八十日、秋田重季子爵の権にて赦放さる」と記している。

『和田家文書』の自由民権に関わる奥州志士を列挙した史料に、板垣退助、後藤象二郎、河野廣中(三春)に加えて和田權蔵(津軽)の名があるのが気になる。父權七か、今後の課題にしておく。(注2)

末吉は明治五年に刊行された『学問のすすめ』の巻頭訓について「祖訓ノ一句ヲ、有難クモ福沢先生御引用仕リ、学文ノ進メニ「天ハ人ノ上ニ人ヲ造ラズ、人ノ下ニ人ヲ造ラズ」トノ御版書ヲ落合先生ヨリ屈ケラレシニ、拙者ノ悦ビ、コノ上モ御座ナク」と記している。(注3)

諭吉は句末に「と云えり」を付けて、この訓が借り物であることを明らかにしている。諭吉研究者らはその原典をジェファーソンが草した『独立宣言』や中国古典『中庸』から引いたとしているが、諭吉とは東京麻布の秋田家(現ロシア大使館)で気脈が通じたのであろうか、末吉から借りた文書には主語が「わが一族の係累は…」とした祖訓を何本も見いだしたに違いない。

約四十年後の末吉が記した謹言「憂國之辞」(筆者要約)(注4)を次に挙げよう。番号とタイトルを付けた。

「①【明治政府の実相】
文明開化の風が吹き、まげを切落せし明治の世俗、西洋風の建物洋服になるも、一般民衆の遠望にして、地主小作人の制度、幕府に尚変わらず、納税無き者は国会及び県村議に選挙の権無く、世は官武の私せるところなり。

②【天皇制軍政策批判】
古来より友好にあるべく朝鮮支那に派兵し、その領土を植民地とせる、英米仏に習ふるは千歳の遺恨を遺さむなり。徴兵にてかかる野望に皇軍とて天皇の神令とぞ、民を下敷にせる戦線に殉せる武勇伝を民心にあおりて、軍国権政を政事の先とせるは、まさに神を冒涜せる行為に他ならざるなり。

③【将来亡国の兆し】
ここに憂ふるは軍国主義にて、以上の侵略をなさばアラハバキの神に忿怒を招き、亡国のきざし必至なり。久しからずその時の到るの感、我が心奥に強く予感せる此の頃なり。(略)

④【未来の自由民権社会への期待】
丑寅日本国は倭人の歴史に添ふべからざるの大義にあり、民族総挙し必ずや自由民権の至るべく世への證となりぬ。子孫よ学べ、大志を抱き、民の指揮に起て惑わず、國の為、郷の為に世にいでよ。国は国民のものぞ、かまえて売国奴の群ずべからず、誠の人たれ。

明治四十三年八月一日
和田末吉」

とある。

自由民権運動は明治14年「弾圧大いに振るひ、新聞發行禁止四十六件。記者の投獄百九十七件。演説の解散百三十一件となり、福島事件・高田事件・群馬事件・加波山事件・秩父事件・飯田事件・名古屋事件・大坂事件・淨(静)岡事件と起りたり」(注5)とあり、当局の弾圧は過酷を極め、運動は終焉に向かった。高田事件は当局の捏造事件ともされている。(ウキペディア)

末吉は運動衰退後もなお、市民の困窮救済の信条を持ち続けていたと推すことができよう。

末吉の晩年大正元年には
「われは老いたり。世は討幕以来、文明開化に鎖国におくれし国勢を世界に比肩せんとせるあせりに、幕政より尚、過酷なる税を負わしむる政相に、民はあくまで下敷とさるのみならず、天皇を万世一系の神代よりの神孫と奉るさま尋常ならざる世相と相なりぬ。

世に無かりき神代を古事記及び日本書紀に基きて、公史となし、是に異

論も赦されず、天皇を活神と奉るは、たゞ皇国の観念なる狂気の沙汰なり。我れ憂ふるは、自由民権の弾圧、廃仏毀釈、国民徴兵令、華族令、集会条令、言論の弾圧・異国侵兵の今に続くは、是ぞ吾が国の外国先進の国に、やがては崩滅せるの憂ひなりき。心せよ、吾れ今なる言の必ず至る日は遠いからず、武力日本の崩滅せるは明白なり。(略)」　(注6)

と書く。

軍国主義に向かう時代のなかで、末吉は命を賭して「門外不出、多見無用」の真実と洞察した未来を描写していると筆者は思う。今、また末吉が憂いた轍を歩んでいないだろうか。

(注1)『東日流六郡誌繪巻』編者山上笙介　津軽書房　257頁
(注2)ウエブ『北鑑』第四十三巻五
(注3)『東日流六郡誌大要』八幡書店　1020頁
(注4)ウエブ『和田家文書コレクション』「丑寅風土記」第五巻
(注5)(注2)と同じ。
(注6)ウエブ『和田家資料』「北斗抄二十五」

興国の津軽大津波伝承の考察
―地震学者・羽鳥徳太郎の慧眼
京都市　古賀達也

一、羽鳥徳太郎氏の言葉

地震学者、羽鳥徳太郎氏(一九二二～二〇一五年)について紹介する。氏は東京大学地震研究所で活躍した歴史地震学者。古田先生と同世代の学者(注①)で、専門は歴史津波・津波工学。和田家文書研究の過程で、偶然、羽鳥氏のことを知った。

わたしは東大地震研究所とは少々御縁がある。古田武彦先生が立ち上げた国際人間観察学会(注②)の会報「Phoenix」No.1(2007)を、同研究所所属の津波歴史地震研究室が発行したとき、同誌に拙論「A study on the long lives described in the classics」を掲載していただいた。同稿は世界の古典に見える二倍年暦(二倍年齢)に関する英文論文で、「Phoenix」は「古田史学の会」ホームページに採録されている。

羽鳥氏は、フィールドワークや地方の津波伝承などを重視するという学風で、それは古田先生の研究スタイルと同じだ。その羽鳥氏の格言がWEB上の「思則有備」で紹介されている。

◎羽鳥徳太郎(歴史地震学者・元東京大学地震研究所)の「歴史津波に学ぶ」記事の名言　[今週の防災格言554]

「いつ起こるかわからない自然災害の備えには、まず、先人の尊い犠牲が刻まれた郷土の歴史を知り、教訓を引き出し、これを伝承することだ」(「思則有備」、注③)

この格言を羽鳥氏は自ら実行し、「先人の尊い犠牲が刻まれた郷土の歴史」の一つとして「東日流外三郡誌」を論文で紹介した。

二、興国二年津軽大津波の研究

羽鳥氏は論文「興国2年(1341)津軽十三湊津波の調査」(注④)で「東日流外三郡誌」を紹介している。

〃青森県北津軽郡市浦村の十三湖周辺には、縄文時代の石器土器のほか、中世のころの国内各地の陶器や韓国・中国製の清(ママ)磁・白磁の器が大量に出土し、城跡や社寺の史跡が点在する。十三湊(とさみなと)は、鎌倉時代から室町時代にかけて地方豪族安藤(安東)氏が支配し、貿易都市として繁栄していたという。それが「地震と津波で消滅」という伝承が、地元で根強く語り伝えられている。十三湖口には、一九八三年日本海中部地震を記念する「津波の塔」が建てられ、興国の津波で死亡十万余人の文字が刻まれている。

(中略)最近、歴史民族(ママ)博物館・富山大学による発掘調査では、集落跡の遺構に津波の痕跡が見当たらず、津波説を否定した。

一方、筆者らは(羽鳥・片山、1977)日本海沿岸での津波調査の一環として、初めて興国津波を取り上げた。出典は、江戸中期に津軽地方の歴史・地誌を収録した「東日流外三郡誌」によったのである。同誌は明治時代に創作が加えられ、都司(1989、1994-5)は歴史家の評価と同じく偽書と断定し、津波を疑問視している。(中略)

本稿では十三湖近海に波源域を想定して津波の挙動を検討し、問題点を整理してみる。〃

三、東日流外三郡誌の興国大津波

同論文に「東日流外三郡誌」の興国二年大津波の記事が引用されている。

〃3.津波の史料・伝承

「東日流外三郡誌」は全6巻の活字体で刊行されており(八幡書院(ママ)、東京大崎)、十三湊の津波に関する史料はその一部分である。都司(1989)は詳しく検討し、「人為的な虚構で補

われたとみられる記事が、本来の伝承と渾然一体となって記され、史料の価値を低下させている」と論評した。史料の一つとして、安部水軍四散録には次のようにある。

「興国二年の大津浪に依る十三湊中島柵水軍は壊滅す。折よく渡島及び出航の安部水軍は急ぎ帰りけるも、十三湊は漂木に依れる遠浅の為に、巨船は入湊し難く、（中略）波浪に亡命生存のあてもなく惨々たる十三湊は幾千の死骸は親族さえも不明なる程に無惨に傷付きて、陸に寄せあぐ骸には、無数のアブやウジ虫の喰込や亦、鴉は鳴々として人骸をついばむ相ぞ、此の世さながら(ママ)の生地獄なり」とある。後世の創作であろうか。明治三陸大津波の惨状を連想させるほど、凄惨な描写が生々しい。（中略）

そのほか、水戸口での地変の記事が注目される。地震による地殻変動または津波で起こされた漂砂か、近年の津波でも港口付近でときどき起こる現象である。

中世には、十三湊の集落は地盤高２ｍ前後の低地にあったことが検証され、現在よりも津波災害を受けやすい状態であったようだ。壇臨寺は、津波で流出したと伝えられている。湖面を基準にハンドレベルで測ると、跡地の地盤高は約１・５ｍである。津波の高さが４ｍ程度に達すれば、流出の可能性があろう。〃

このように、「東日流外三郡誌」の興国二年大津波の描写を「後世の創作であろうか。明治三陸大津波の惨状を連想させるほど、凄惨な描写が生々しい。」と、伝承すべき貴重な史料と羽鳥氏は捉えている。地震学者の警鐘を、和田家文書偽作説により埋もれさせてはならない。

なお、この記事の出所は『東日流外三郡誌２』（八幡書店版）の「安倍水軍四散禄」（五〇九～五一〇頁）。引用文に文字の異同・脱字があるので、八幡書店版の当該記事を転載する。

「安倍水軍四散禄

興国二年の大津浪に依る十三湊中島柵水軍は壊滅す。折よく渡島及び出航の安倍水軍は急ぎ帰りけるも、十三湊は漂木と埋土に依れる遠浅の為に、巨船は入湊し難く再びその安住地を求め何処へか去りにけり。

亦、波浪に亡命生存のあてもなき惨々たる十三湊は幾千の死骸は親族さえも不明なる程に無惨に傷付きて、陸に寄せあぐ骸には、無数のアブやウジ虫の喰込や、亦鴉は鳴々として人骸をついばむ相ぞ、此の世さながらの生地獄なり。

安倍一族が栄えし十三湊、今は昔に復すこと叶ふ術もなし。」

四、興国元年大津波の伝承史料

「東日流外三郡誌」偽作キャンペーンには、興国二年の大津波は「東日流外三郡誌」のみに見られる記事であり、大津波は史実ではないとする主張がある。しかし、興国の大津波記事は他史料中にも見える。その一つが「津軽系図略」（注⑤）だ。同書は明治十年に編集発行された津軽氏の系図。初代を藤原秀栄（ヒデヒサ。藤原基衡の第三子秀衡の舎弟とある）とし、弘前津軽家の大浦為信（津軽為信）を経て、明治九年に没した昭徳（アキヨシ）までを記す。冒頭の八代は次の通り。

○秀栄―秀元―秀直―頼秀―秀行―秀季―秀光―秀信―（以下略）

七代目の秀光の傍注に次の記事が見える。

「興国元年八月海嘯大ニ起津波津軽大半覆没シテ死者十万余人十三城壊ル自是平賀郡大光寺ニ城築之ニ居ル（後略）」

〔釈文〕興国元年（一三四〇）八月、海嘯大いに津波を起こし、津軽の大半が覆没し、死者十万余人、十三城が壊れる。これより平賀郡大光寺に城を築き、之に居る。

海嘯（かいしょう）とは、地震による津波、あるいは満潮の影響で河口に入る潮波が河を逆流する現象。「十三城が壊る」とあるのは、十三ヶ所の城が壊れたということではなく、十三湊にあった居城（十三城・トサ城）が壊れたと解される。初代秀栄の傍注に「康和中陸奥國津軽、江流澗郡、十三ノ港城ヲ築テ是ニ住ム」とあり、その後、秀光が平賀郡の大光寺に築城するまで、居城が代わったとする記事は見えない。

傍注記事で注目されるのは、興国の大津波が「東日流外三郡誌」に見える興国二年（一四三一）とは異なり、興国元年（一四三〇）とあることと、「これより平賀郡大光寺に城を築き、之に居る」のように、大津波による十三城の破損が原因で居城を移転（江流澗郡→平賀郡）したと、内容が具体的であることだ。

津軽藩主の遠祖からの系図であり、いわば津軽家〝公認〟の史料（歴史認識）に基づく系図と思われ、民間で成立した「東日流外三郡誌」とは史料性格が異なる。そうした双方の史料中に興国の大津波が記録されていることから、興国年間に津軽が大津波に襲われたことは史実と考えざるを得ない。なぜなら、ありもしなかった大津波を居城転居の理由として造作する、しかも興国年間（元年、二年）と具体的年次まで造作する必要など考

えにくいからだ。

以上の考察から、「東日流外三郡誌」は津軽の貴重な伝承史料集成であり、研究に値する史料と考えられる。常軌を逸した偽作キャンペーンにより、学界が研究を避けている現状は残念と言うほかない。

五、大津波の伝承史料「津軽古系譜類聚」

興国の大津波記事は、「東日流外三郡誌」や『津軽系図略』の他に、江戸時代(文化九年、一八一二)に成立した『津軽古系譜類聚 全』(注⑥)に収録された系譜中にも見える。

「此時、海嘯大起リ、津輕之地悉被覆没、人民多死亡、十三城亦壊ゑ。故築干大光寺、居之。世人或称大光寺氏。正平四年己丑十二月五日卒五十一、葬干宮舘」(小山内建本撰「近衛殿御當家 両統系譜全圖」『津軽古系譜類聚 全』)〔同前〕

これら系譜に見える「秀光」(没年は正平四年、一三五〇)の在位時期は興国年間(一三四〇~一三四六)を含み、系譜に記された「此時」の「海嘯」「海風」を興国の大津波と考えて矛盾はない。

『津軽古系譜類聚 全』は文化九年(一八一二)の成立とされており、秋田孝季らが「東日流外三郡誌」を編纂した寛政年間(一七八九~一八〇一)とほぼ同時期だ。当時、それぞれの編者が津軽の史料や伝承を採集し、大津波を記録していることから、津軽を襲った興国の大津波伝承が巷間に遺っていたことを疑えない。

以上のように、江戸時代に興国の大津波が伝承されていたことを考えても、「起きもしなかった〝興国の大津波〟を造作する必要などない」と言わざるを得ない。これは有名な法隆寺再建・非再建論争で、〝燃えてもいない寺院を、燃えてなくなったなどと、『日本書紀』編者が書く必要はない〟と喝破した喜田貞吉の再建論が正しかったことを想起させる。いずれも、史料事実に基づく論証という文献史学の学問の方法に導かれた考察である。いずれは考古学的出土事実に基づく実証によっても、興国の大津波の実在が証明されると確信している。

六、興国の大津波史料「前代御系譜」

「左衛門尉、或左衛門佐、従五位上、又左馬頭。小字藤太。時有海嘯、大圯外濱之地。十三城、亦壊。故城于大光寺居之。正平四年十二月五日卒、年五十五、葬于宮舘」〔句読点は古賀による〕

〔釈文〕左衛門の尉(じょう)、或いは左衛門の佐(すけ)、従五位上、又、左馬頭。小字は藤太。時に海嘯有りて、外濱之地を大いに圮(こぼ)つ。十三ノ城、亦壊れる。故にここ大光寺を城とし、之に居す。正平四年(一三五〇)十二月五日卒、年五十五、ここ宮舘に葬る。

この記事では「秀光」の没年齢を「五十五」としており、「五十一」とする他史料(『津軽系図略』『津軽古系譜類聚 全』)とは異なる。また、海嘯の発生により、「外濱之地」(津軽半島の北東部)も大きな被害があったとする。これも他史料には見えない。

微妙な問題として、海嘯の発生年次が記されていないことがある。「東日流外三郡誌」の場合はほとんどが「興国二年(一三四一)」、『津軽系図略』には「興国元年(一三四〇)」とある。そして、『津軽古系譜類聚 全』には「秀光」の治世中を意味する「此時」とあり、具体的な年次は記されていない。もしかすると、それら史料の編纂時には、海嘯発生を興国元年とする史料と興国二年とする史料が併存していたため、どちらが正しいのか不明のため、具体的年次を記さない系図が成立したのではないか。他方、秀光の没年は「正平四年」と具体的に書いていることを考えると、年次に複数説がある場合、どちらが正しいのか判断できないため、「此時」という幅のある表記を採用したのではあるまいか。

なお、秀光の没年齢が「五十五」とあり、他史料の「五十一」とは異なる。それが誤記誤伝なのかは未詳。

七、興国の大津波は元年か二年か

興国の大津波を「東日流外三郡誌」(注⑨)には「興国二年」(一三四一)の

事件と、くり返し記されている。しかし、ごく少数ではあるが「興国元年」（一三四〇）、あるいは同年を指す「暦応庚辰年」（「暦応」は北朝年号）とも記されている。次の記事だ。

（1）「高楯城略史

（中略）

依て、安東氏は興国元年の大津浪以来要途を失せる飯積の領なる玄武砦を付して施領せり。（中略）

元禄十年五月 藤井伊予記」（「東日流外三郡誌」七三巻、同⑨四七八頁）※元禄十年は一六九七年。

（2）「十三湊大津浪之事

暦応庚辰年八月四日、十三湊の西海に大震超(ゞ)りて、波濤二丈余の大津波一挙にして十三湊を呑み、その浪中に死したる人々十三万六千人なり。（後略）」（「東日流外三郡誌」七五巻、同⑨四八八頁）※「暦応」は北朝の年号。「庚辰年」は暦応三年に当たり、興国元年と同年（一三四〇年）。

（3）「津軽安東一族之四散(原漢書)

十三湊は興国元年八月、同二年二月に起れし大津波に安東一族の没落、水軍の諸国に四散せることと相成りぬ。（中略）

寛政五年九月七日 秋田孝季」（「東日流六郡篇」、同⑨五一四頁）※寛政五年は一七九三年。本記事は、興国の大津波が元年と二年の二回発生したとする。

この他に「興国己卯年」「興国己卯二年」のように年号と干支がずれた表記も見える。すなわち、「己卯」は一三三九年であり、年号は「延元四年(南朝)」あるいは「暦応二年(北朝)」で、興国元年の前年にあたる。次の記事だ。

（4）「建武中興史と東日流

（中略）

亦、奥州東日流に於は(ゞ)、興国己卯年十三湊の大津浪に依る水軍を壊滅せる安倍氏と、埋土に依れる廃湊の十三浦は(中略)

寛政庚申天 秋田之住 秋田孝季」（「総序篇第弐巻」、同⑨四二六頁）※「寛政庚申天」は寛政十二年（一八〇〇）。

（5）「高楯城興亡抄

（中略）

依テ高楯城ハ興国己卯年ニ至ル

（中略）

明治元年六月十六日 秋田重季

花押

右ハ外三郡誌追記ニシテ付書ス。」（「三一巻付書」、同⑨四二六頁）※「東日流外三郡誌」三一巻に「付書」したとされる当記事は年次的に問題があり、「東日流外三郡誌」とは別史料として扱うのが妥当と思われる。例えば、年号が明治に改元されたのは一八六八年九月であり、六月はまだ慶応四年であること、秋田重季氏は明治十九年の生まれであり、これらを書写時の誤りと考えても、史料としての信頼性は劣ると言わざるを得ない。従って、「興国己卯年」の考察においては三～四次資料と考えられ、本論の史料根拠として、この「付書」は採用しないほうがよいであろう。

この年号と干支がずれた表記がどのような理由で発生したのかは未詳だが、「東日流外三郡誌」編纂時(寛政年間頃)に興国の大津波の年次を元年とする史料と二年とする史料とが併存していたと考えざるを得ない。この二説併存現象は先に紹介した「津軽系図略」や津軽家文書の史料情況と対応しているようで注目される。

興国の大津波が元年なのか二年なのかは、史料情況からは断定しづらいが、津軽家文書の編者らは元年説を重視し、「東日流外三郡誌」編纂者(秋田孝季、和田吉次)は二年説を採用し、元年説史料も採用したようである。さらに(3)に見えるように、孝季自身の認識としては、元年と二年の二回発生説であることもうかがえるだ。こうした両編纂者の認識まではたどれそうだが、どちらが史実なのかについて、史料調査と考察を続けたい。〔令和六年(二〇二四)二月三日、改稿筆了〕

（注）

①羽鳥徳太郎氏の研究業績と略歴。

津波規模階級mを提案するなど、一貫して歴史津波と津波被害の調査・研究を行った人物。北海道の奥尻島に二〇mの大津波が襲来し、二三〇人が亡くなった北海道南西沖地震(一九九三年)の発生前となる一九八四(昭和五九)年に、過去に日本海側で起きた津波の発生年や地理的分布や規模を元にその危険性を指摘。また、東北の太平洋沿岸を襲った貞観地震(八六九年)や慶長三陸地震(一六一一年)が、東日本大震災(二〇一一年)に匹敵するほどの最大級の大津波だったことを一九七五(昭和五十)年に初めて論文で報告したことでも知られる。

一九二二(大正十一)年東京生まれ。一九四一(昭和十六)年、東京大学地震研究所に入り、津波研究に従事。一九四四(昭和十九)年、東京高等工業学校(夜間)を卒業。戦時召集され近衛歩兵第三連隊で終戦を迎え、戦後は地震研究所に戻り研究を続けた。昭和南海地震(一九四六年)、チリ地震津波(一九六〇年)、新潟地震(一九六四年)、十勝沖地震(一九六八年)など各地をまわって現地調査を行い、日本各地の津波の到達時間や波源域図をまとめた。一九五四(昭和二九)

年技官、一九六四(昭和三九)年助手、一九七四(昭和四九)年講師となり、一九八三(昭和五八)年東京大学地震研究所を停年退官。退官後も歴史地震の津波調査研究を続けた。二〇一五(平成二七)年十二月六日、逝去。九三歳。

②「国際人間観察学会」は古田武彦氏による命名。会長は百瀬伸夫氏、副会長は荻上紘一氏、特別顧問が都司嘉宣氏(いずれも創設当時)。

③「思則有備」に〝格言は読売新聞(一九九三(平成五)年八月七日夕刊)の記事「高角鏡:『歴史津波』に学ぶ」より〟とある。

④羽鳥徳太郎「興国2年(1341)津軽十三湊津波の調査」『津波工学研究報告 十五』東北大学災害科学国際研究所、一九九八年。

⑤下澤保躬「津軽系図略」明治十年(一八七七)。

⑥陸奥国弘前津軽家文書「津軽古系譜類聚」文化九年(一八一二)。国文学研究資料館のデジタルアーカイブで閲覧できる。

⑦「前代御系譜」『津軽古記鈔 津軽系図類 信政公代書類 前代御系譜』成立年次不明。

⑧長谷川成一「津軽十三津波伝承の成立とその性格 ―「興国元年の大海嘯」伝承を中心に―」(『季刊 邪馬臺国』五三号、梓書院、一九九四年)には、「『前代御系譜』は文化九年の写であると推察される。」とある。

⑨八幡書店版『東日流外三郡誌2 中世編(一)』によった。

桃崎有一郎氏の新説『邪馬台国はヤマトである』を検証する

八尾市 服部静尚

一、はじめに

平松建氏より、『文芸春秋』二〇二四年三月特別号に桃崎有一郎氏の論考が掲載されていることを紹介いただいた。極めて論理的に邪馬台国問題に挑んだ論考なので、避けて通らず検証すべきと勧められた。早速雑誌を購入し拝読した。読み進めると、桃崎氏が論証の前提としたところに誤認が見られるのだが、それを含めて以下に私なりの検証結果を示します。

二、桃崎氏の論旨

桃崎氏の論旨を私なりにまとめると、次の通りです。

(1)邪馬台国はどこにあったのかという議論で、遺跡や遺物は複数の解釈を許すものしか出土せず、最後は文献の裏づけを援用しなければならない。三世紀に成立した根本史料の『魏志』倭人伝にある、「どこから、どちらへ、どれだけ進めば邪馬台国へ着く」という行程記事が明記されているのだが、朝鮮半島から伊都国(現在の福岡県糸島市)までのルートには疑問の余地がない。ところがその先のルートの記述が曖昧で、どこでも好きな場所へ到達するルートに読めてしまう。そこで次に示す『魏志』倭人伝の行程記事という曖昧な記事に一切依存しない推定によって解明に至った。

(2)古代中国は周から唐に至るまで、統一王朝樹立の直前に諸侯として領有していた諸侯国の名を、そのまま統一王朝の国号に採用するという不文律がある。これは唐までの歴代王朝に一つの例外もない鉄則である。これを我が国に当てはめると、奈良地方の「ヤマト」を「倭」と書くことと、「倭」という統一王朝全体を「ヤマト」と読むことの二つが、統一王朝の前段階としての諸侯国という中国的な構図で説明できる。そしてその構図に合致する諸侯国の地は三世紀には「邪馬台」(やまと)しか候補がなく、八世紀前後には確実に奈良地方の纏向地域の「倭」(やまと)であることから、両者をイコールと推断して邪馬台(やまと)＝纏向地域と結論した。

三、桃崎氏の論証を批判する

桃崎氏のメインの論証は(2)なので、ここではこれを主に批判するが、その前に桃崎氏が前提とした(1)を先ず批判します。

(1)桃崎氏は、『魏志』倭人伝を根本史料としながら原本を確認されていないのではないか。この根本史料には「邪馬台国」では無くて「邪馬壹国」(※壹の発音はyi か)とあります。『三国志』よりのちの時代に完成した『後漢書』東夷伝に邪馬臺(台)国が初めて出てくるのです。ところが、百納本二十四史『後漢書』宋紹興刊本には「其大倭王居邪馬臺国案今名邪摩惟音之訛也(小字は割注部、李賢注)」とある。臺(発音はtái または yí か)は、惟(発音はwéi または uí か)が訛ったものかとしています。この割注を採用すれば『後漢書』も『三国志』も「やまい国」となります。少なくとも割注者は『三国志』の「邪馬壹国」が本来の国名と見ていたのです。松下見林は「ヤマト」と読むために、邪馬壹国ではなくて邪馬台国を採用した(そもそも台の字にトと読む発音は無いのだが)わけで、その邪馬台国のヤマトをもって論証の出発点とする氏の論証は初めから成立しないのです。

※中国上古音は不明であるが、ここではインターネット上に公開されている「中国哲学書電子化計画」https://ctext.org/shuo-wen-jie-

zi/zhs の「説文解字」での査詢によって国語発音・粤語発音・唐代発音などが示されているのでこれを参考に示す。

次に、氏がバッサリ曖昧と切り捨てた倭人伝の行程記事について述べます。指摘通り古今の研究者がどこでも好きな場所を女王国に仕立て上げているのが現状です。しかし、古田武彦氏が見逃さなかった合計距離の情報がここにあります。『三国志』倭人伝は「自郡至女王國萬二千餘里」と帯方郡（現在のソウル辺りか）から女王国（邪馬壹国）まで一万二千里余りとします。一方、『三国志』韓伝には「韓在帶方之南、東西以海爲限、南與倭接。方可四千里」韓半島（今の韓国）が四千里四方と言っているのでその約三倍の距離になります。つまり女王国の在り場所は九州北部地域に限定されるのです。桃崎氏が疑問の余地が無いという伊都国（現在の福岡県糸島市）までの行程距離の合計は、一万二千里だから、迷うことも無い、曖昧でもない、糸島市から東へ少し行ったところに女王国（邪馬壹国）があったのです。この記述は『後漢書』も同様で、三韓伝に「地合方四千餘里、東西以海為限」とあり、倭伝に「樂浪郡徼、去其國萬二千里、去其西北界拘邪韓國七千餘里」とあります。倭の西北の境は朝鮮半島の南海岸にあった拘邪韓国であって、その都は九州北部にあったことが文献上確定しているのです。

一方、桃崎氏は遺跡や遺物は複数の解釈を許すとするが、こちらも結論はゆるぎないことを以下に示します。

去る二〇一八年十二月二十二日～二十三日、大阪歴史博物館で大阪文化財研究所主催のシンポジウムが行われた。『古墳時代における都市化の実証的比較研究』です。

ここで、弥生時代から古墳時代にかけての日本列島で都市化を想定できる遺跡を網羅し比較研究が行われたのです。この時代、焦点があてられたのは博多湾岸の比恵那珂遺跡と大阪上町台地です。（奈良盆地には比較できるほどの遺跡が無い。もちろん纏向にも無いので止む無くか）奈良盆地西南部金剛山の東麓にあった南郷遺跡の報告があったが、比較するに値しない規模です。大阪上町台地遺跡では弥生時代中期から集落が見え、徐々に人口集中が進むが、都市化と言える俎上に乗るには、古墳時代中期以降まで待たねばなりません。そうした中で、『最古の都市～比恵・那珂遺跡群～』と題した久住猛雄氏は次のように報告する。「（福岡平野のほぼ中央に位置するここには、）二・四～二・五ｋｍの段丘に四〇〇～八〇〇ｍの幅に遺構が広がり、弥生時代から古墳時代前期に造られた六ｍ幅の道路、竪穴住居、高床倉庫群、運河、市の跡が見られ、朝鮮半島・吉備・河内・東海よりの搬入土器、（七〇ｍの王宮または首長の居館を内含する）方形環溝、辰砂・水銀朱の原料および鉄器農具工具・槍鉋鉄斧・青銅器鋳型・ガラスなどの工房と考えられる出土物がある。」「控え目にみても三〇〇〇人以上の人口が予想される。」これは『三国志』が伝える邪馬壹国の時代の遺跡です。つまり邪馬壹国の時代、日本列島で都市と言えるほどの遺跡は現在のＪＲ博多駅南南東に位置する比恵那珂遺跡を除いて他にないのです。考古学の成果で見れば、桃崎氏の言葉を借りれば詰んでいるのです。

これとは別のシンポジウム（注１）での討論会議事録に（邪馬台国畿内説を強弁する）寺沢薫氏の次のようなコメントがあります。「比恵那珂の調査状況と纏向の調査状況を、都市の属性にひとつずつ当てはめると、これは完全に比恵・那珂の方が都市らしい。（中略）私が纏向を都市とする理由は、纏向が大和王権という大前提があるわけです。王宮と言われるものがそこにあるんだということが重要だ。」まるで「考古学の成果など関係ないんだ。纏向に王朝があったに違いないんだから。」と言わんばかりの発言には驚きます。（これは私の想像だがこの圧に負けて）現在の所、久住氏が比恵・那珂遺跡は奴国の遺跡と言っているのは残念なことです。

（２）桃崎氏が「なお、九州にも山門という地名があるが、門の字で表すトは甲類なので、日本全体や奈良地方を指すヤマトとは上代の発音が違い、ここでは忘れてよい」とし、「後代の地名で邪馬台と完全に発音が一致するのは、日本全体で奈良地方を指すヤマトしかない。」とするのには疑問があります。先に述べたように、「邪馬壹国」が本来の国名であって、「邪馬台＝ヤマト」は松下見林が持ち出したものです。「卜」の甲類・乙類にも無い「台・臺」を持ってきての、この論拠は成立しません。まして地名、たまたま後代に残らなかった地名も当然あります。現在残っていないから他に無かったという論証は一つの可能性を示すだけであって、決して中心論拠とはなりません。極めて危なかっしい論証なのです。

ただ、桃崎氏が提起した中国古代王朝の国名についての仮説は興味深いし、我が国に当てはまる可能性は否定できない。

桃崎氏が忘れてよいとした九州の「山門（やまと）」は、「夜摩苔」や「夜

長屋王は親王なのか

八尾市　服部静尚

麻登」のように漢字音を借りて当て字したのではなく、ヤマもトも訓読み、つまり日本語の意に合う漢字に日本語の読みを与えたものです。万葉集で門の字が出てくる「御門」（みかど）「水門」（みなと）も同様です。つまり、山門は古田武彦氏が言及されたように、「山の入り口の地」の意で当て字した地名、九州島にはヤマ地名が多々あります。その中の一つのヤマトが国名となったに違いない。それが中国の法則と一致しているとすればおもしろい。

（注1）『東アジアにおける都市の成立』（21世紀COEプログラム報告書vol.22、2008年）討論会議事録より

一、親王とは

（1）『広辞苑』によると、親王とは「皇族の称号。令制では天皇の兄弟・皇子を親王、姉妹・皇女を内親王という。」とあります。

昭和二十二年法律第三号『皇室典範』によると、以下のように現在は嫡男系嫡出の孫までを含めています。

◆第五条　皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

第六条　嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

第七条　王が皇位を継承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とする。

第八条　皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という。

（2）『令集解』継嗣令によると、**『およそ天皇の兄弟・皇子は、皆親王とする』**との令（法律）があります。古記に云う（つまり大宝律令の解説書には）「三世の王が即位して、その兄弟を親王としなかった例はない」。穴に云う（つまり大宝律令の解説書には）「天皇の姉妹も皆親王とする」。（中略）。**『女帝の子もまた同じ』**とする令は四世以上に嫁ぐ※ところによっている。なぜか、案ずるに以下の条※―五世の王は親王を娶ることはできない―があるからだ」。穴に云う「女帝の子とあるのは女帝の兄弟も含んで子とのみ書いている。孫王以下は皆皇親※※である」。（中略）古記に云う「女帝の子もまた同じとは、父が諸王といえども親王と為すという。父が諸王であっても女帝の兄弟や男帝の兄弟とも同種である。**『以外は、いずれも諸王とする。親王より五世で王の名を得ようといえども皇親の限りにあらず。』**

※王が親王を娶ること、臣が五世の王を娶るのを許可する。ただし、五世の王は親王を娶ることはできない。

※※【大宝令】天皇の五世孫からは皇親の範囲に含まない。

【慶雲三年（七〇六）の格】令によると五世の王は王名を得るといえども、皇親の限りにあらず。五世の王は皇親の籍を絶ち諸臣としてきた。可哀相なので、今より以後、五世の王までを皇親とする。

【養老律令】親王より五世（天皇六世孫）は、王名を得るといえども、皇親の範囲には含まない。

（3）以上より、長屋王の時代では、①親王とは、天皇の兄弟と皇子のことである。②それ以外の皇親は王（ただし、王名の方が広い範囲）であり、親王と諸王が対比する称号である。

二、長屋王は親王なのか

（1）『続日本紀』によると、長屋王は天武天皇の子の高市皇子の長子、つまり天皇の孫にあたるので諸王であって律令上親王ではない。ところが、平城京の長屋王宅跡より、左記のように「長屋親王宮」木簡が複数出土しており、長屋王は生前親王と呼ばれていたのは間違いないようです。

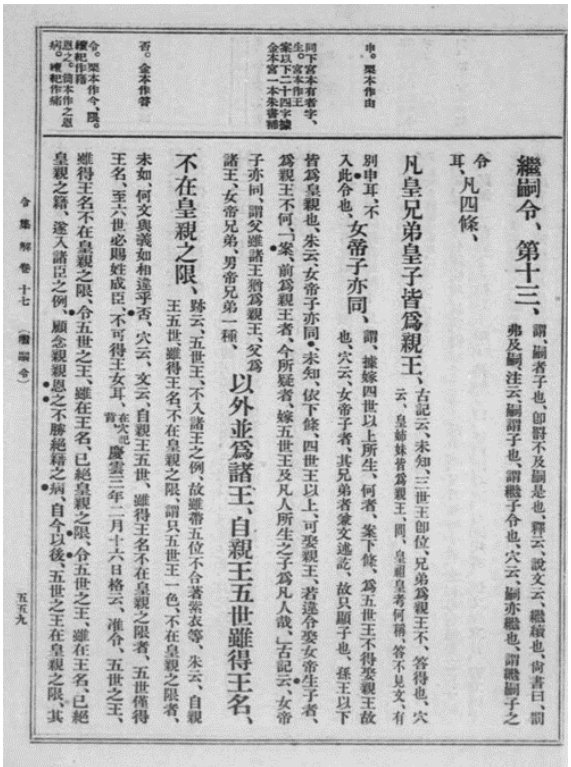
継嗣令、第十三、謂、嗣者子也、即猶不及嗣是也、釋云、說文云、繼續也、尚書曰、謂弗及嗣、注云、嗣子也、謂繼子令也、穴云、嗣亦繼也、謂繼嗣子之令、凡四條、
耳、
凡皇兄弟皇子皆爲親王、古記云、未知、三世王即位、兄弟爲親王不、答得也、穴云、皇姉妹皆爲親王、問、皇嗣皇考何稱、答不見文、有別申耳、不入此令也、女帝子亦同、謂、據嫁四世以上所生、何者、案下條、爲五世王不得娶親王故也、穴云、女帝子者、其兄弟者兼文通說、故只顯子也、孫王以下皆爲皇親也、朱云、女帝子亦同、未知、依下條、四世以上、可娶親王、若違令娶女帝生子者、爲親王不何、案、前爲親王者、今所疑者、嫁五世王及凡人所生之子爲凡人哉、古記云、女帝子亦同、謂父繼諸王猶爲親王、父爲諸王、女帝兄弟、男帝兄弟一種、**以外並爲諸王、自親王五世雖得王名、不在皇親之限、**謂、云、五世王、不入諸王之例、故雖帶五位、不合著紫衣等、朱云、自親王五世、雖得王名、不在皇親之限者、謂只五世王一色、不在皇親之限者、未如、何文與義如相違乎否、穴云、文云、自親王五世、雖得王名、不在皇親之限者、五世傳王名、至六世、必賜姓成臣、不可得王女耳、養老元年二月十六日格云、准令、五世之王、雖得王名、不在皇親之限、令五世之王、雖在王名、已絕皇親之籍、遂入諸臣之例、顧念親親恩之不勝絕緒之痛、自今以後、五世之王在皇親之限、其
令集解　卷十七（継嗣令）
五五九

（2）選叙令には『およそ皇親の親王の子は、従四位下に蔭叙（おんじょ）される。諸王の子は従五位下に蔭叙される。』とあります。ここで、**長屋王は天武二世王なので、蔭階（おんかい）は**

従四位のはずですが、慶雲元年（七〇四）Ⓐに無位から二世王の蔭階を**三階上回る正四位上に初叙され**ています。

尚、天武十四年正月に階級を改め始めて賜位した際の階位は、草壁皇子尊授浄広一位（正四位上相当）、大津皇子授浄大二位（従四位上相当）、高市皇子授浄広二位（従四位下相当）、川嶋皇子・忍壁皇子授浄大三位（正五位上相当）で、長屋王の蔭階は草壁皇子と同等であって、親王の中でもトップクラスの異例の高位なのです。

（3）霊亀元年（七一五）二月二十五日の勅Ⓑで、長屋王と吉備内親王の子が皇孫の例（つら）に入れられています。吉備内親王は草壁皇子と元明天皇の子であって、元正天皇・文武天皇と兄弟なので、三重の理由で内親王の資格があります。あえて勅を出すまでもなく、皇親であって、天皇の孫（皇孫）です。元明天皇の孫なのです。故にこの勅は不要であって存在が疑わしいのです。

既に二―（2）項のように実質的に親王扱いをされていた長屋王が、ここで正式に別勅処分で親王宣下（せんげ）されたのではないでしょうか。

それを後に（七二九年以降に）書き換えたのではないでしょうか。この記事に長屋王の名が無いこともそれを疑わせます。

（4）長屋王はⒶ以降どんどん出世し、Ⓒ聖武天皇の即位に当たって臣下ナンバーワンの左大臣まで上り詰めます。その後もⒹ聖武天皇の詔勅に意見するほどで、おそらく聖武天皇にとって目障（めざわ）りな存在になっていたのでしょう。Ⓔ聖武の長子が夭折（ようせつ）したことでその感情が頂点に達したのか、この夭折が長屋王のせいだと考えてなのか、自害させます。自害の次の日には葬り、二日後にはⒼの誹謗・糾弾の詔を発します。私には聖武天皇による長屋王暗殺に見えます。

Ⓖの詔の後に、遡って親王宣下を取り消し、『続日本紀』の記述も現在の形になったと考えられるのです。

【続日本紀の長屋王関連記事。長屋王の名が無い記事は◆】

Ⓐ慶雲元年（七〇四）一月七日、**無位の長屋王に正四位上を授ける。**

◆慶雲四年（七〇七）七月十七日、元正天皇即位。

和銅二年（七〇九）十一月二日、従三位長屋王を宮内卿とする。

和銅三年（七一〇）四月二十三日、従三位長屋王を式部卿とする。

和銅七年（七一四）一月三日、従三位長屋王に一百戸を与える。

◆Ⓑ霊亀元年（七一五）二月二十五日、三品吉備内親王の男女（長屋王との子供たち）を皆、皇孫の例に入れる。

霊亀二年（七一六）一月五日、従三位の長屋王に正三位を授ける。

養老二年（七一八）三月十日、正三位長屋王と安倍朝臣宿奈麻呂を大納言とする。

養老五年（七二一）一月五日、正三位の長屋王に従二位を授ける。

養老五年（七二一）三月二十五日、右大臣従二位の長屋王に帯刀の資人十人を与える。

養老六年（七二二）五月二〇日、右大臣長屋王に稲十万束、糸四百斛を与える。

Ⓒ神亀元年（七二四）二月四日、従二位の長屋王に正二位を授け、左大臣とする。

◆神亀元年（七二四）二月四日、（元正）天皇が皇太子（聖武天皇）に禅位した。

◆神亀元年（七二四）二月六日、正一位藤原夫人を大夫人と称する詔勅を出す。

Ⓓ神亀元年（七二四）三月二十二日、左大臣正二位長屋王等が「二月四日の勅を見るに藤原夫人を皆に大夫人と称せと言う。臣等謹しみて公式令をかんがみるに皇太夫人となる。勅にある号であれば皇の字を失う。令文に従うと勅に違（たが）う。いかがしましょうか。」天皇は「文には皇太夫人とし、語には大御祖（おおみおや）とし。先の勅を回収して後の号を発布せよ」と詔勅した。

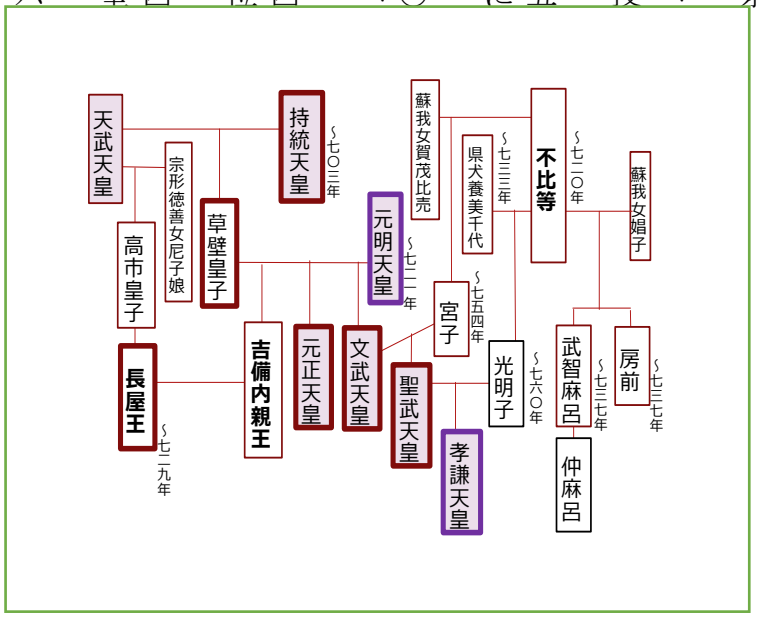

◆神亀四年（七二七）閏九月二十九日、皇子（基王もといおう）誕生す。
◆神亀四年（七二七）十一月二日、新しく誕生した皇子を皇太子とした。
◆Ⓔ神亀五年（七二八）九月十三日、皇太子薨（みまか）る。
Ⓕ天平元年（七二九）二月十日、左京人従七位下漆部造君足と無位中臣宮処連東人等が「左大臣正二位長屋王が私に左道を学び、国家を傾けんと欲している。」と密告した。
その夜、使を送って三関を守らせ、式部卿従三位藤原朝臣宇合（うまかい）・衛門佐（すけ）従五位下佐味朝臣虫麻呂・左衛士佐（えじのすけ）外従五位下津嶋朝臣家道・右衛士佐外従五位下紀朝臣佐比物らに六衛兵を率いさせて長屋王宅を囲ませた。
天平元年（七二九）二月十一日、一品舎人親王・新田部親王・大納言従二位多治比眞人池守・納言正三位藤原朝臣武智麻呂・右中弁正五位下小野朝臣牛養・少納言外従五位下巨勢朝臣宿奈麻呂等を遣わして、長屋王宅に行きてその罪を窮問した。
天平元年（七二九）二月十二日、王を自死させた。その室二品吉備内親王・子従四位下膳夫（かしわで）王・無位桑田王・葛木王・鉤取（かぎとり）王等も又自害させた。すなわち悉（ことごと）く家内人等を捉（とら）えて、左右の衛士・兵衛等府に拘束した。
天平元年（七二九）二月十三日、遣使を送って長屋王と吉備内親王の屍（しかばね）を生馬山に葬らせた。
Ⓖ天平元年（七二九）二月十五日、天皇は「左大臣正二位長屋王は、忍戻昏凶（むごく曲がり暗く悪く）これが途に触れてあらわれる。悪行をつくし悪意をきわめたので法の網に陥った。姦党を刈り平らげ賊悪を除き滅ぼさん。国司は集まって企みをしないこと。」と詔勅した。この詔勅は二月十二日に遡って施行される。
◆天平元年（七二九）八月五日、神亀六年を改めて天平元年とする。
◆天平元年（七二九）八月十日、正三位藤原夫人を立てて皇后とする。

「東京古田会」月例会報告⑤

※文責：新保

●二〇二四年一月度（二七日）

堀留町区民館にて、参加者は会場一四名、リモート九名程度。

【第一部】進行役は事務局長の斎藤一：研究発表「安倍氏と国東半島」（会長の安彦克己）（1）配布資料はＡ４×８頁。発表内容は、和田家文書の関連記事を基に「安倍氏と国東半島」の関係（特に地名と神社など）について解説。（2）発表項目は、①安倍姓の多い都道府県、②「陸奥史風土記」に書かれた河川水系地名と大分県宇佐郡の地名、③熊本市藤崎八幡宮神社、④同神社の大祭、⑤『和田家文書』中の飽田、⑥藤崎神社と熊岳神、⑦国東半島の名前の由来、⑧⑨安倍国東（くにはる）と豊後国東半島、⑩宇佐・国東の荒覇吐神、⑪国東の大元神社、等。（3）質疑応答など：①大分には平田姓が多い、②岩手県一関市に磐井に関連する神社あり。（3）感想など：①四月中旬のこの地への旅行会訪問予定地の紹介だった。②安倍姓が岩手・宮城・大分県の特定地域に極めて多いことに驚いた。（発表六五分、質疑十分）
二：懇談会：会場からの質問で「奴」を当時はどのように読んだのか。（十五分）
【第二部】進行と説明・解説は幹事の新保
一：勉強会「古田武彦『失われた九州王朝』その三」（1）内容 ①第二章「倭の五王」の探究 の第一～四節の各項目について。（2）要点 ①倭の五王はどこにいたのか、②五王の正体、③七支刀をめぐって、④「分国論」と倭の国王。各節の小見出し項目の要点を抽出して説明。（3）質疑等「いつ石上神宮にはいったか？」に関して、①『書紀』が言えなかったのは差し障りがあったから。②たくさんの宝物が九州から近畿に移された。③朝鮮南部を治めたことで百済から七支刀を貰った等。（解説・質疑四五分※開始時に映像共有にトラブル発生）
二：読書会「岩波文庫『日本書紀』天武天皇紀下その三」（1）今回の範囲：天武五～七年条。（2）内容：①各年の記事について宇治谷孟編の現代語訳文を朗読、②「補注13/14」や「注19～36」で該当・留意事項を抽出し説明、③天武紀の「〇官」と「壬申年之功」について。（3）質疑等：①天武紀には唐が出てこない。②「天武が唐と手を組んで壬申の乱を戦った」とする古田説には納得しがたい。③天武紀は他の天皇紀と比べて古いあるいは新しい用語など特異な言葉が多い。（解説・質疑五〇分）

●二〇二四年二月度（二四日）

人形町区民館にて、参加者は会場一六名、リモート九名程度。

【第一部】進行役は事務局長の斎藤一：研究発表「消えた卑弥呼」（竹田侑子氏）（1）趣旨：会報第二一三・四号に掲載された同名論稿に関する裏話を含めた詳細説明。（2）内容：①似て非なる二字黄幢と黄憧からの課題、②黄憧から消息不明への原因

を探る、③卑弥呼の墓、④和田家文書が伝える卑弥呼、⑤青森県板柳町の「五幾形」と津軽半島の弥生地形、⑥九州から出雲・青森へ、等。（３）質疑応答など：迫力満点の現地報告に触発されて様々な質問が出た。今後の課題として、考古学及び文献資料を整合する形で九州と青森とが結び付けられないか、等。卑弥呼が白内障を患っていたらしいとの説明に驚く。リモート発表特有の「発言の時間差問題」が目立ち、残念。（発表七〇分、質疑三〇分）。

二．懇談会：『日本書紀』の重複記事の読み方」　これは、直前の幹事会編集会議で、副会長の予定稿「天智天皇紀の重複記事」に関し、事務局長の「編纂者の立場からこれらの記事を見る逆転の視点が必要」という驚異の主張を受けて意見を募ったもの。当時の編纂者群の様子を想像して様々な意見があった。（二五分）

【第二部】　進行と説明・解説は幹事の新保

一．勉強会「古田武彦『失われた九州王朝』その四」（１）今回の範囲：第三章〔高句麗王碑と倭国の展開〕（２）説明・解説の内容：①碑文改削説の波紋②碑文解読と倭の歴史③『日本書紀』の証言④『隋書』俀国伝に示すもの。各節の小見出し項目の要点を抽出して説明。（３）質疑等：①②に関連して、「九州王朝は九州にとどまることがなかった」との見方があった。（解説・質疑四五分）

二．読書会「岩波文庫『日本書紀（５）』天武天皇紀下その四」（１）今回の範囲：天武八～九年条。（２）内容：①各年の記事について宇治谷孟編の現代語訳文を概朗読、②「補注１５（薬師寺）」や「注３７～４８」で該当・留意事項を抽出し説明、③天武紀には、「〇〇王」と称する人物が多数登場。（３）質疑等：①「薬師寺の創建年代」に関して異意見が交差。②「〇〇王」の多くは九州王朝系の人物かも知れない。（解説・質疑三〇分）

お知らせ

【4月月例会】

【日時】4月27日(土)午後1時～5時

【会場】堀留町区民館1号洋室

◆　オンライン参加できます。

【第1部】

＊研究発表　久保玲子氏

テーマ：湖西地方の調査報告

＊懇談会　自由な意見交換です。

【第2部】

新保高之氏

＊勉強会　古田武彦氏の初期三部作『失われた九州王朝』その⑥

＊読書会『日本書紀』を読む

天武天皇紀下巻その⑥

◆　資料は用意いたします。

◆　参加費５００円

当日会場にてお支払い下さい。

２０２４年度定時総会

◆　**日時5月25日(土)**

12時30分～受付、13時開会

◆　**会場：古田会ＨＰにて確認してください。**

主な討議内容

◆　**２０２３年度　収支報告・決算及び活動報告**

◆　**２０２４年度　活動計画・予算・役員選出、その他**

◆　**総会特別講演**

講師　新庄宗昭氏

テーマ「時代の画期-白村江の大敗」

＊新庄氏は2021年に上梓された「実在した倭京」で藤原宮・京に先在した条坊都市は「倭京」であり、その中枢宮殿は「浄御原宮」と呼ばれたと指摘し、昨年の古田武彦記念古代史セミナーでも、藤原京の先行条坊都市の歴史を明らかにした。「白村江の戦い」を時代の画期として7世紀後半の時代をお話して頂きます。

【和田家文書研究会】

奇数月の第二土曜日に開催。

次回は5月１１日午後2時から5時まで。テーマは古田会ＨＰでお知らせいたします。

【新入会員募集】

東京古田会は新規会員を常時募集しています。古田武彦や古代史に興味のある方、どうぞお気軽にお問合せ下さい。また、入会ご希望の方や、本会にご興味のある知人・友人の方をご紹介ください。入会希望の方は事務局に電話又はメールで住所・氏名等ご連絡ください。

年会費は４千円になります。

【東京古田会ニュース」原稿募集】

東京古田会では東京古田会ニュースへ掲載する論文・小論・古代史雑感などを募集しています。住所・氏名を必ず明記のうえ、５００字から5，０００字程度にまとめて、Ｅメールにて左記へお送りください。ただし、特定個人への中傷や古代史と無関係な場合は掲載をお断りすることがあります。予めご了承ください。また、他紙などへすでに投稿しているものとまったく同じ内容の原稿は原則として掲載できません。掲載の可否については編集会議で決定させていただきます。

（Ｅメールアドレス）

saitaka7078@yahoo.co.jp

川崎市　斎藤隆雄迄